

令和8年4月1日

事業主各位

一般社団法人塩那労働基準協会  
会長 石川裕之



### 「保護具着用管理責任者教育」の案内

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年5月31日付基発0531第91号）により、化学物質のリスクアセスメントに基づく措置として、労働者に保護具を使用させる場合、保護具着用管理責任者の選任が義務化されました。同責任者は、労働衛生コンサルタントや第一種衛生管理者、衛生工学衛生管理者等の方から選任していただくか、選任できないという場合は、今回ご案内する「保護具着用管理責任者教育」を受講した者から選任することとされています。また、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」を選任する場合であっても、この教育を受講することが望ましいとされています。

保護具等の正しい選択・使用・保守管理について十分な知識及び技能を有する保護具着用管理責任者を確保し、労働災害防止に努めていただきますようご案内いたします。

#### 記

- 1 日 時 令和8年5月14日（木）午前9時～
- 2 会 場 栃木県立県北体育館
- 3 定 員 30名（定員になり次第締め切ります）
- 4 受講料 16,500円（税込、テキスト代込）
- 5 申込方法 下記によりFAXで当協会に申込み下さい。  
受講票及び受講料請求書を送付いたします。
- 6 その他
  - ・昼食は、各自持参ください。（※昼休憩外出可）
  - ・令和8年5月7日（木）より、キャンセルによる返金は致しかねます。
  - ・申込者数が15名以下の際は、中止とさせていただきます。

### 「保護具着用管理責任者教育」受講申込書

令和 8年 月 日

事業場名		業 種	
所在地	〒	電 話	
		担 当 者	
ふりがな 受講者		生年月日	西暦
ふりがな 受講者		生年月日	西暦

（一社）塩那労働基準協会 FAX 22-8911

※この名簿は、研修の目的以外使用いたしません。

※この名簿により修了証を発行いたしますので、略さず楷書で記入願います。

# 保護具着用管理責任者教育カリキュラム

と き/令和 8年 5月 14日(木)

ところ/栃木県立県北体育館

1 開 講

2 講 師 労働衛生コンサルタント 秋葉 一好

科目	時間	単位(H)
▶学科科目		
I 保護具着用管理		
①保護具着用管理責任者の役割と職務	9:00～9:30	0.5
②保護具に関する教育の方法		
II 保護具に関する知識		
①保護具の適正な選択に関すること	9:30～10:30 (休憩10分)	3.0
②労働者の保護具の適正な使用に関すること	10:40～11:40 (昼休憩11:40～12:30)	
③保護具の保守管理に関すること	12:30～13:30 (休憩10分)	
III 労働災害の防止に関する知識		
保護具使用に当たって留意すべき労働災害の事例及び防止方法	13:40～14:40 (休憩10分)	1.0
IV 関係法令		
安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	14:50～15:20 (休憩5分)	0.5
▶実技科目		
V 保護具の使用方法等		
①保護具の適正な選択に関すること	15:25～16:25	1.0
②労働者の保護具の適正な使用に関すること		
③保護具の保守管理に関すること		

3 修了証交付

4 閉 講